平成２８年（フ）第６６７１号
東京都中野区野方６丁目25－５－103
債務者　小林　ヤス
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６７４号
東京都足立区西新井本町４丁目11―26―102
債務者　舛渕　育子
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６７５号
千葉県松戸市三矢小台４丁目６－１－103
債務者　岡田タミ子
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２２号
沖縄県うるま市勝連平安名1254番地１　コーポM202
債務者　伊禮闘志也
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第７５０号
東京都武蔵村山市中央３丁目20番地の５パレス欅204号
債務者　小石川賢人
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月16日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８４６号
東京都八王子市長房町520番地長房南アパート南３－907
債務者　大久保由美子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４７４号
静岡市駿河区下川原６丁目２番20―102号
債務者　小澤　由貴
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月21日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２６２号
岡山県倉敷市児島小川10丁目11番１―202号、旧住所岡山県倉敷市児島田の口７丁目７番16号アパートメント新宅A102
債務者　柏野めぐみ（旧姓正司）
1　決定年月日時　平成28年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２９９号
岡山県浅口市金光町大谷700―１　サンフェニックスA202号、住民票上の住所岡山市南区福富西２丁目19番35号サンガーデン福富イースト103号
債務者　小野　大介
1　決定年月日時　平成28年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３２５号
岡山市北区菅野2424番地１
債務者　信江　征子
1　決定年月日時　平成28年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３４０号
岡山市北区京町９番26―201号
債務者　原田由貴美
1　決定年月日時　平成28年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８１３号
東京都西東京市新町１丁目４番６―602号
債務者　脇坂チヨ子
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８０８号
東京都福生市大字福生2353番地６エクセル森田306号室
債務者　平　　美樹
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１８８３号
横浜市港北区大豆戸町480番地の１　菊名ハイツ１―207号
債務者　渡邉　忠雅
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８８４号
横浜市青葉区さつきが丘20番地５　朝日さつきが丘マンション306号
債務者　河野　禮子
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３５２２号
大阪府高槻市萩之庄５丁目20番２―103号
債務者　堀田　　晋
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部